

広島県告示第九百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定によつて、令和九年度及び令和十年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第十九条第三号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和八年九月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 入札参加資格

別表第一上欄の希望業務の分野ごとに、同表下欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 客観的審査事項

- (一) 年間平均実績高
- (二) 自己資本額
- (三) 有資格者数
- (四) 営業年数

2 主観的審査事項

- (一) 県が発注した測量、建設コンサルタント等業務の業務成績
- (二) 県の指名除外の状況
- (三) 県発注測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- (四) 県発注測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況

- (五) ISO 9001の認証取得の有無

- (六) 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の学習単位数

- (七) 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数

- (八) 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の学習単位数

- (九) 障害者雇用の状況

- (十) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無

- (十一) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無

- (十二) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無

- (十三) 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

(四) 県による優良建設コンサルタントとしての表彰の状況

二 入札参加資格の審査に係る申請手続

1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

(一) 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条の規定による登録を受けていない者

(三) 直近二年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

(四) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

(五) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から二十四か月を経過している者を除く。

(六) 次の(1)から(3)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(1) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務

(2) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務

(3) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の

義務

2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(一) 申請方法

電子申請システムで定める様式によつて作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(二) 申請期間

令和八年十一月二日（月）から令和八年十一月二十日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和八年十一月二十七日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は申請全体を無効とする。）。

なお、追加受付期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

三 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

四 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和九年度及び令和十年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和十一年度以降についても、その取消しの日から二十四か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

五 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和十一年五月三十一日まで有効とする。ただし、令和十一年六月一日以降においても令和十一年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和十一年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

六 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて知事が定める。

別表第一

業 務 分 野				業 務 部 門			
測量				測量一般			
				地図の調整			
				航空測量			
				建築一般			
				意匠			
				構造			
				暖冷房			
				衛生			
				電気			
				建築積算			
建築関係建設コンサルタント				機械設備積算			
				電気設備積算			
				調査			
				地質調査			
				土地調査			
				土地評価			
				物件			
				機械工作物			
				営業・特殊補償			
				事業損失			
補償関係コンサルタント				補償関連			
				総合補償			
				河川・砂防及び海岸・海洋			
				港湾及び空港			
				電力土木			
				道路			
				鉄道			
				上水道及び工業用水道			
				下水道			
				農業土木			
土木関係建設コンサルタント				森林土木			
				水産土木			
				廃棄物			
				造園			
				都市計画及び地方計画			
				地質			
				土質及び基礎			
				鋼構造及びコンクリート			
				トンネル			
				施工計画・施工設備及び積算			

その他					
その他	建設環境	機械	電気電子	不動産鑑定	登記手続等

別表第二

添付書類	様式番号	申請者の区分	
		県内業者	上記以外
一 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し		○	○
二 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第九号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	○
三 法人：直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人：直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書		○	○
四 法人：登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し		○	○
五 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）		○	○
六 申出書	別記様式第一号	○	○
七 ISO9001の認証に係る登録証の写し		○	○
八 CPD内訳書	別記様式第二号	○	○
九 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面の写し		○	○
一〇 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し		○	○
一一 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し		○	○

一二 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）		○	
一三 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し		○	
一四 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し		○	
一五 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		○	

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第六項に定める書類については社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が、第七項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが、第八項から第十一项までに定める書類については学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十二項に定める書類については注5に該当する者のみが、第十三項から第十五項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第一項に定める書類のうち各証明書、第二項、第四項及び第十三項から第十五項までに定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第三項及び第四項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前一年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第三項にかかわらず、直前一年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 第十二項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関

する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第一項の規定により、同法第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者という。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

申 出 書

次の理由により、社会保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

（社会保険及び厚生年金保険）

- ☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- ☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- ☐ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和 年 月 日、関係機関（ 年金事務所 課）に問い合わせを行い、判断しました。

（雇用保険）

- ☐ 役員のための法人であるため。
- ☐ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和 年 月 日、関係機関（ハローワーク 課）に問い合わせを行い、判断しました。

令和 年 月 日

広島県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

C P D 内 訳 書

- 1 記入例に倣い、正しく記入してください。
- 2 県内の営業所（本店又は営業所）に所属する技術者について、営業所ごとに記入してください。
- 3 評価の対象となる学習単位数、認定時間数の合計は999までです。合計が1000以上の場合は999として記入してください。
- 4 同一の技術者が、建設系C P D協議会に加盟する複数の団体のC P D学習単位を有している場合は、いずれか1つの団体のC P D学習単位を記入してください。
- 5 記入が2ページ以降に及ぶ場合は、最後のページに合計を記入してください。

[illegible]